

令和4年度
袖ヶ浦市国民健康保険
特別会計
予算（案）について

袖ヶ浦市 市民子育て部 保険年金課

1 概 要

(1) 歳入歳出予算額

6 2 億 4, 8 0 0 万円

(前年度比 1 億 1, 800 万円減 (1.9%減))

※参考

① 国民健康保険税額

1 1 億 7, 0 8 1 万 1 千円

(前年度比 1 億 2, 061 万 1 千円増 (11.5%増))

② 保険給付費額

4 3 億 1, 7 0 8 万 5 千円

(前年度比 1 億 2, 790 万 6 千円減 (2.9%減))

③ 被保険者数 (年度平均)

1 3, 0 9 8 人

(前年度比 182 人減 (1.4%減))

④ 一人当たり保険税調定額 (現年度分)

8 9, 4 5 0 円

(前年度比 11, 001 円増 (14.0%増))

⑤ 保険税収納率 (現年度分)

9 5. 2 9 %

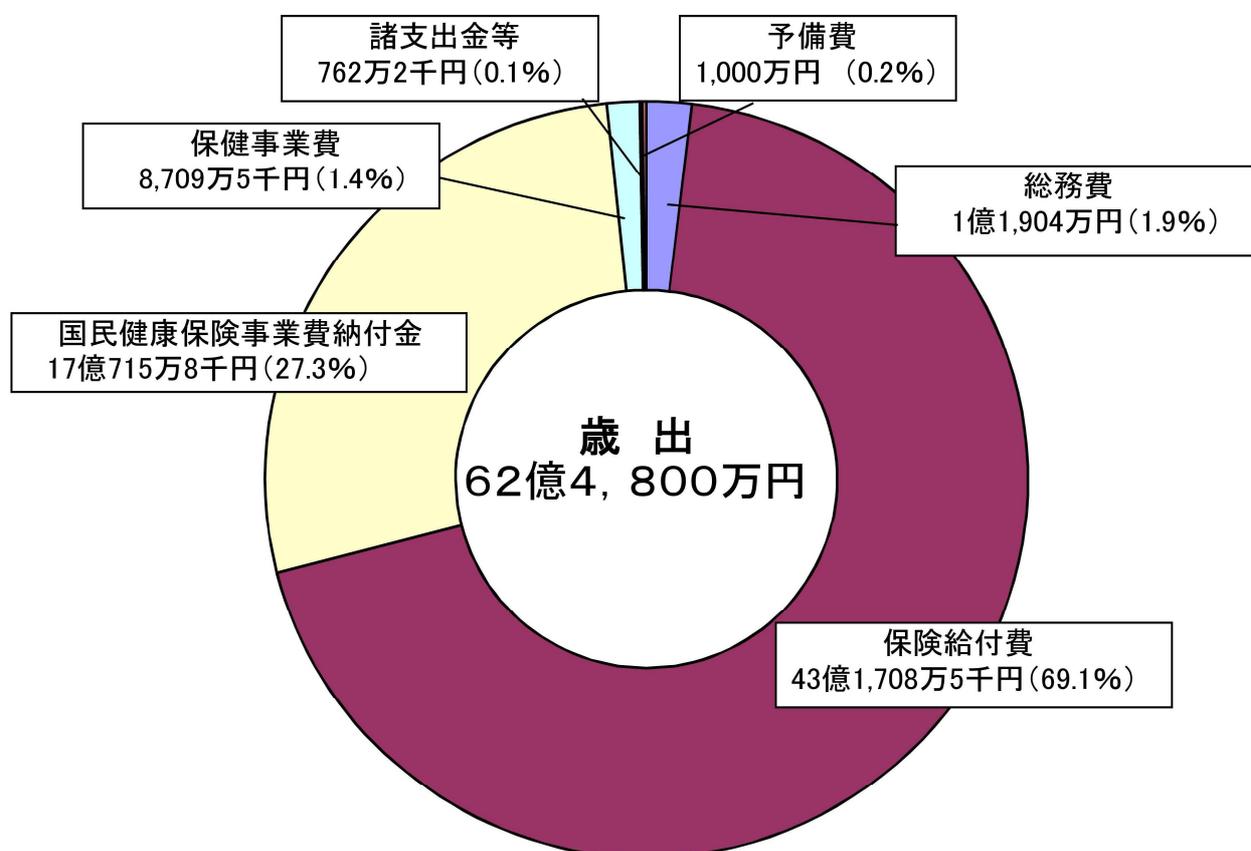
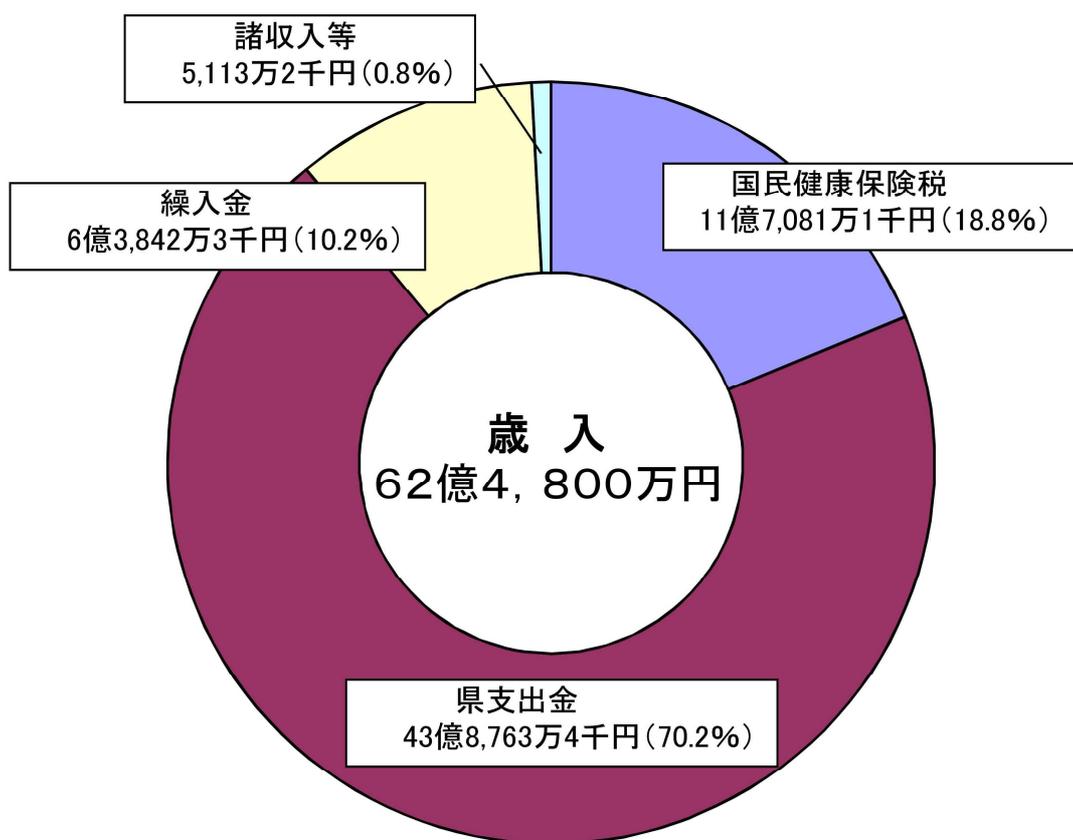
(前年度比 2.01 ポイント増)

⑥ 一人当たり療養給付費

2 8 5, 0 3 1 円

(前年度比 5, 597 円減 (1.9%減))

2 国保財政の内訳



3 歳 入 内 訳 表

(単位：千円)

区 分	令和4年度 予算(案) (A)	令和3年度 予 算 (B)	増減額 (A) - (B)
1 国民健康保険税	1,170,811	1,050,200	120,611
2 使用料及び手数料	1	1	0
3 国庫支出金	1	1	0
4 県支出金	4,387,634	4,518,832	△131,198
5 財産収入	1	1	0
6 繰入金	638,423	765,336	△126,913
7 繰越金	15,000	1	14,999
8 諸収入	36,129	31,628	4,501
合 計	6,248,000	6,366,000	△118,000

○国民健康保険税は、現年度分は約1億4,460万円の増、滞納繰越分は約2,400万円の減となり、全体として約1億2,060万円の増(11.5%増)となった。

○県支出金は、療養の給付等に要する費用として、保険給付費等交付金が交付される。

○一般会計からの繰入金は、保険基盤安定繰入金等の法定内繰入金が、約30万円の増(0.1%増)、法定外繰入金が、保健事業繰入金の増額により、約170万円の増(2.8%増)になった。また基金繰入金は、前年度に比べ保険税の増収等により約1億2,890万円の減(42.1%減)となり、全体で約1億2,690万円の減(16.6%減)となった。

4 歳 出 内 訳 表

(単位：千円)

区 分	令和4年度 予算(案) (A)	令和3年度 予 算 (B)	増減額 (A) - (B)
1 総務費	119,040	120,891	△1,851
2 保険給付費	4,317,085	4,444,991	△127,906
3 国民健康保険事業費 納付金	1,707,158	1,698,311	8,847
4 共同事業拠出金	3	3	0
5 財政安定化基金 拠出金	1	1	0
6 保健事業費	87,095	86,640	455
7 基金積立金	1,501	1	1,500
8 公債費	1	1	0
9 諸支出金	6,116	5,161	955
10 予備費	10,000	10,000	0
合 計	6,248,000	6,366,000	△118,000

○保険給付費は、前年度と比較すると、約1億2,790万円の減(2.9%減)となった。主な内訳としては、療養諸費で約1億2,710万円の減(3.3%減)、高額療養費で約170万円の増(0.3%増)となった。1人当たりの療養給付費(一般)では285,031円となり、前年度より5,597円の減(1.9%減)となった。

○国民健康保険事業費納付金は、県内の保険料収納必要額(医療給付費—公費等による収入額)を市町村ごとの医療費水準や所得水準などで按分したものである。前年度と比較すると、約880万円の増(0.5%増)となった。

(県内順位(54位中)) ※高い順

医療費水準 17位

所得水準(医療分) 14位

○保健事業費は特定健康診査等事業費にて、受診率向上のため、人工知能を活用した個別通知を送付する。また、疾病予防費として、短期人間ドック助成事業費を見込み、慢性腎臓病予防対策として、予防基準に該当した対象者に「腎臓病地域連携パス」を発行し、かかりつけ医からの重症化予防の取組みを推進する。

令和4年度国民健康保険特別会計予算(案)

1 歳入

(単位:円)

区 分	令和4年度 予算(案) (A)	令和3年度 予算 (B)	増減額 (A) - (B)	備 考
1 国民健康保険税	1,170,811,000	1,050,200,000	120,611,000	(現年度分)
1 国民健康保険税	1,170,811,000	1,050,200,000	120,611,000	・調定見込額 1,171,615千円
1 一般被保険者国民健康保険税	1,170,764,000	1,049,862,000	120,902,000	・一世帯当たり 137,224円
1 医療給付費分現年課税分	815,174,000	712,102,000	103,072,000	・一人当たり 89,450円
2 後期高齢者支援金分現年課税分	233,187,000	205,522,000	27,665,000	・徴収見込税額 1,116,400千円
3 介護納付金分現年課税分	68,039,000	54,164,000	13,875,000	・徴収見込率 95.29%
4 医療給付費分滞納繰越分	38,366,000	55,067,000	△ 16,701,000	(滞納繰越分)
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	10,883,000	15,976,000	△ 5,093,000	・調定見込額 180,198千円
6 介護納付金分滞納繰越分	5,115,000	7,031,000	△ 1,916,000	・徴収見込税額 54,411千円
2 退職被保険者等国民健康保険税	47,000	338,000	△ 291,000	徴収見込率 30.20%
1 医療給付費分滞納繰越分	32,000	241,000	△ 209,000	
2 後期高齢者支援金分滞納繰越分	8,000	50,000	△ 42,000	
3 介護納付金分滞納繰越分	7,000	47,000	△ 40,000	
2 使用料及び手数料	1,000	1,000	0	
1 手数料	1,000	1,000	0	・証明など手数料として 300円/件
1 総務手数料	1,000	1,000	0	
1 証明手数料	1,000	1,000	0	
3 国庫支出金	1,000	1,000	0	
1 国庫補助金	1,000	1,000	0	・災害臨時特例補助金 広域化後は、原則県から交付されるが、 一部国からの補助金が残っている。
1 災害臨時特例補助金	1,000	1,000	0	
1 災害臨時特例補助金	1,000	1,000	0	
4 県支出金	4,387,634,000	4,518,832,000	△ 131,198,000	療養の給付等に要する費用の交付金
1 県負担金・補助金	4,387,634,000	4,518,832,000	△ 131,198,000	・普通交付金 一般被保険者分 4,290,824,000円 退職被保険者等分 49,000円
1 保険給付費等交付金	4,387,634,000	4,518,832,000	△ 131,198,000	・特別交付金 保険者努力支援制度 32,354,000円 都道府県繰入金 41,225,000円 特定健康診査等負担金 22,682,000円 傷病手当金 500,000円
1-1 保険給付費等交付金(普通交付金)	4,290,873,000	4,416,778,000	△ 125,905,000	
2-1 保険給付費等交付金(特別交付金)	96,761,000	102,054,000	△ 5,293,000	
5 財産収入	1,000	1,000	0	
1 財産収入	1,000	1,000	0	・調整基金積立金を運用した場合の利 子等
1 利子及び配当金	1,000	1,000	0	
1 利子及び配当金	1,000	1,000	0	

区 分	令和4年度 予算(案) (A)	令和3年度 予算 (B)	増減額 (A)-(B)	備 考	
6繰入金	638,423,000	765,336,000	△ 126,913,000		
1他会計繰入金	461,441,000	459,475,000	1,966,000	(一般会計繰入金の内訳) ・法定繰入金 400,667千円 ・法定外繰入金 60,774千円	
1一般会計繰入金	461,441,000	459,475,000	1,966,000		
1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	155,620,000	153,047,000	2,573,000		
2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	93,767,000	93,047,000	720,000		
3職員給与費等繰入金	119,026,000	120,874,000	△ 1,848,000		
4出産育児一時金等繰入金	11,200,000	12,600,000	△ 1,400,000		
5財政安定化支援事業繰入金	21,054,000	20,815,000	239,000		
6その他一般会計繰入金	25,000,000	25,000,000	0		
7保健事業費繰入金	35,774,000	34,092,000	1,682,000		
2基金繰入金	176,982,000	305,861,000	△ 128,879,000		
1国民健康保険財政調整基金繰入金	176,982,000	305,861,000	△ 128,879,000		
1国民健康保険財政調整基金繰入金	176,982,000	305,861,000	△ 128,879,000		
7繰越金	15,000,000	1,000	14,999,000		・前年度の繰越金(剰余金)
1繰越金	15,000,000	1,000	14,999,000		
1その他繰越金	15,000,000	1,000	14,999,000		
8諸収入	36,129,000	31,628,000	4,501,000	・延滞金 納期限までに納付されない場合に徴収される ・過料 制裁の一つとして金銭を徴収するもの ・第三者納付金 交通事故などの第三者の行為による傷病に要した診療費を返還してもらうもの ・返納金 資格喪失後などにかかった診療費を返還してもらうもの ・雑入 会計年度任用職員の雇用保険料や指定公費など	
1延滞金加算金及び過料	32,006,000	28,006,000	4,000,000		
1一般被保険者延滞金	32,000,000	28,000,000	4,000,000		
1一般被保険者延滞金	32,000,000	28,000,000	4,000,000		
2退職被保険者等延滞金	5,000	5,000	0		
1退職被保険者等延滞金	5,000	5,000	0		
3過料	1,000	1,000	0		
1過料	1,000	1,000	0		
2雑入	4,123,000	3,622,000	501,000		
1一般被保険者第三者納付金	3,000,000	3,000,000	0		
1一般被保険者第三者納付金	3,000,000	3,000,000	0		
2退職被保険者等第三者納付金	1,000	1,000	0		
1退職被保険者等第三者納付金	1,000	1,000	0		
3一般被保険者返納金	1,100,000	600,000	500,000		
1一般被保険者返納金	1,000,000	500,000	500,000		
2一般被保険者返納金(滞繰分)	100,000	100,000	0		
4退職被保険者等返納金	2,000	2,000	0		
1退職被保険者等返納金	1,000	1,000	0		
2退職被保険者等返納金(滞繰分)	1,000	1,000	0		
5雑入	20,000	19,000	1,000		
1雑入	20,000	19,000	1,000		
合 計	6,248,000,000	6,366,000,000	△ 118,000,000		

一般会計

(単位:円)

区 分	令和4年度 予算(案) (A)	令和3年度 予算 (B)	増減額 (A)-(B)	備 考
16国庫支出金	46,883,000	46,523,000	360,000	保険者支援分:93,767千円×1/2
1国庫負担金	46,883,000	46,523,000	360,000	
1民生費国庫負担金	46,883,000	46,523,000	360,000	
4国民健康保険基盤安定負担金(保険者支援分)	46,883,000	46,523,000	360,000	
17県支出金	140,155,000	138,045,000	2,110,000	保険税軽減分:155,619千円×3/4 保険者支援分:93,767千円×1/4
1県負担金	140,155,000	138,045,000	2,110,000	
2民生費県負担金	140,155,000	138,045,000	2,110,000	
3国民健康保険保険基盤安定負担金	116,714,000	114,784,000	1,930,000	
4国民健康保険基盤安定負担金(保険者支援分)	23,441,000	23,261,000	180,000	
合 計	187,038,000	184,568,000	2,470,000	

財政調整基金の状況

(単位:円)

2年度末残高	583,167,436
3年度積立額	9,047,000
3年度取崩額	80,000,000
3年度末現在高(予定)	512,214,436

令和4年度国民健康保険特別会計予算(案)

2 歳出

(単位:円)

区 分	令和4年度 予算(案) (A)	令和3年度 予算 (B)	増減額 (A)-(B)	備 考
1 総務費	119,040,000	120,891,000	△ 1,851,000	
1 総務管理費	112,977,000	115,485,000	△ 2,508,000	(加入状況(年度平均見込))
1-1 一般管理費	111,026,000	113,495,000	△ 2,469,000	・世帯数 8,538世帯
1-3 国保事務費	26,870,000	24,597,000	2,273,000	・被保険者数 13,098人
3-1 一般職人件費	84,156,000	88,898,000	△ 4,742,000	(国保事務費)
2 連合会負担金	1,951,000	1,990,000	△ 39,000	・会計年度任用職員 5人
1-1 千葉県国保団体連合会負担金	1,951,000	1,990,000	△ 39,000	
2 徴税費	5,702,000	4,939,000	763,000	(一般職人件費)
1 賦課徴収費	5,702,000	4,939,000	763,000	・13人
1-2 賦課事務費	2,489,000	1,547,000	942,000	・うち保険8人、納税3人、健推2人
1-3 徴収事務費	3,213,000	3,392,000	△ 179,000	(県連合会負担金)
3 運営協議会費	361,000	467,000	△ 106,000	・事務費割 1,576千円
1 運営協議会費	361,000	467,000	△ 106,000	・均等割負担金 375千円
1-1 国保運営協議会運営費	361,000	467,000	△ 106,000	
2 保険給付費	4,317,085,000	4,444,991,000	△ 127,906,000	
1 療養諸費	3,768,646,000	3,895,780,000	△ 127,134,000	(療養給付費)
1 一般被保険者療養給付費	3,733,337,000	3,859,545,000	△ 126,208,000	・一般被保険者
1-1 一般被保険者療養給付費	3,733,337,000	3,859,545,000	△ 126,208,000	285,031円/人
2 退職被保険者等療養給付費	50,000	100,000	△ 50,000	
1-1 退職被保険者等療養給付費	50,000	100,000	△ 50,000	
3 一般被保険者療養費	25,935,000	26,640,000	△ 705,000	
1-1 一般被保険者療養費	25,935,000	26,640,000	△ 705,000	
4 退職被保険者等療養費	1,000	30,000	△ 29,000	(審査支払見込)
1-1 退職被保険者等療養費	1,000	30,000	△ 29,000	・現物給付
5 審査支払手数料	9,323,000	9,465,000	△ 142,000	9,120千円(単価38円)
1-1 診療報酬審査支払い手数料	9,323,000	9,465,000	△ 142,000	・柔整療養費
2 高額療養費	526,230,000	524,501,000	1,729,000	174千円(単価58円)
1 一般被保険者高額療養費	525,529,000	523,750,000	1,779,000	・療養費
1-1 一般被保険者高額療養費	525,529,000	523,750,000	1,779,000	29千円(単価36円)
2 退職被保険者等高額療養費	1,000	50,000	△ 49,000	
1-1 退職被保険者等高額療養費	1,000	50,000	△ 49,000	
3 一般被保険者高額介護合算療養費	700,000	700,000	0	
1-1 一般被保険者高額介護合算療養費	700,000	700,000	0	
4 退職被保険者等高額介護合算療養費	0	1,000	△ 1,000	
1-1 退職被保険者等高額介護合算療養費	0	1,000	△ 1,000	
3 移送費	100,000	100,000	0	(出産育児一時金)
1 一般被保険者移送費	100,000	100,000	0	・支給件数 40件
1-1 一般被保険者移送費	100,000	100,000	0	・支給単価 42万円
4 出産育児諸費	16,809,000	18,910,000	△ 2,101,000	・手数料 210円
1 出産育児一時金	16,809,000	18,910,000	△ 2,101,000	
1-1 出産育児一時金	16,809,000	18,910,000	△ 2,101,000	(葬祭費)
5 葬祭諸費	4,800,000	4,700,000	100,000	・支給件数 96件
1 葬祭費	4,800,000	4,700,000	100,000	・支給単価 5万円
1-1 葬祭費	4,800,000	4,700,000	100,000	(傷病手当金)
6 傷病諸費	500,000	1,000,000	△ 500,000	・新型コロナウイルス感染症に感染ま
1 傷病手当金	500,000	1,000,000	△ 500,000	たは感染が疑われる会社員が対象。
1-1 傷病手当金	500,000	1,000,000	△ 500,000	※自営業者は対象外
3 国民健康保険事業費納付金	1,707,158,000	1,698,311,000	8,847,000	国民健康保険事業費納付金
1 医療給付費分	1,148,442,000	1,133,753,000	14,689,000	県内の保険料収納必要額(医療給付費
1 一般被保険者医療給付費分	1,148,442,000	1,133,753,000	14,689,000	—公費等による収入額)を市町村ごとの
1-1 一般被保険者医療給付費分	1,148,442,000	1,133,753,000	14,689,000	医療費や所得の水準などで按分
2 後期高齢者支援金等分	558,716,000	564,558,000	△ 5,842,000	・医療分
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	405,799,000	407,780,000	△ 1,981,000	1,148,441,465円
1-1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	405,799,000	407,780,000	△ 1,981,000	・支援金分
2 介護納付金分	152,917,000	156,778,000	△ 3,861,000	405,798,140円
1-1 介護納付金分	152,917,000	156,778,000	△ 3,861,000	・介護納付金分
				152,916,230円

区 分	令和4年度 予算(案)	令和3年度 予算	増減額 (A)－(B)	備 考
4共同事業拠出金	3,000	3,000	0	(その他共同事業拠出金の内容)
1その他共同事業拠出金	3,000	3,000	0	退職被保険者の資格適用適正化等のための年金受給権者一覧表作成経費
1-1その他共同事業拠出金	3,000	3,000	0	
5財政安定化基金拠出金	1,000	1,000	0	(新設)
1財政安定化基金拠出金	1,000	1,000	0	財政安定化基金から交付または貸付を受けた場合の拠出金
1-1財政安定化基金拠出金	1,000	1,000	0	
6保健事業費	87,095,000	86,640,000	455,000	(特定健康診査等事業費の内容)
1特定健康診査等事業費	67,171,000	66,683,000	488,000	目標受診率 58.0% (R2:46.9%(目標値56.0%))
1特定健康診査等事業費	67,171,000	66,683,000	488,000	(特定保健指導等事業費の内容)
1-1特定健康診査等事業費	63,050,000	62,559,000	491,000	目標実施率 58.0% (R2:72.0%(目標値54.0%))
1-2特定保健指導等事業費	4,121,000	4,124,000	△ 3,000	(医療費通知の内容)
2保健事業費	19,924,000	19,957,000	△ 33,000	37,500通(年3回)
1疾病予防費	19,924,000	19,957,000	△ 33,000	(ジェネリック医薬品差額通知の内容)
1-1医療費通知事業	2,504,000	2,541,000	△ 37,000	2,000通(年2回)
1-3健康診査助成事業	17,131,000	17,131,000	0	(健康診査助成の内容)
1-4慢性腎臓病予防連携事業	289,000	285,000	4,000	基本検査25,000円(最高50,000円)助成
7基金積立金	1,501,000	1,000	1,500,000	基金条例において繰越金の1割以上の額を積み立てることとなっている。
1基金積立金	1,501,000	1,000	1,500,000	繰越金15,000千円の1割分1,500千円と積立運用利子1千円
1国保財政調整基金積立金	1,501,000	1,000	1,500,000	
1-1国保財政調整基金積立金	1,501,000	1,000	1,500,000	
8公債費	1,000	1,000	0	
1公債費	1,000	1,000	0	一時借入金とその利子
1利子	1,000	1,000	0	
1-1公債費	1,000	1,000	0	
9諸支出金	6,116,000	5,161,000	955,000	
1償還金及び還付加算金	6,116,000	5,161,000	955,000	
1一般被保険者保険税還付金	6,100,000	5,100,000	1,000,000	還付金 保険税が納め過ぎになった場合に、納税者に返される金銭
1-1還付金	6,000,000	5,000,000	1,000,000	還付加算金
1-2還付加算金	100,000	100,000	0	還付金に付ける利息
2退職被保険者等保険税還付金	15,000	60,000	△ 45,000	償還金 国庫補助金等において精算等に伴い、過大交付されていた金額を返還するもの
1-1還付金	10,000	50,000	△ 40,000	
1-2還付加算金	5,000	10,000	△ 5,000	
3償還金	1,000	1,000	0	
1-1国庫補助金等償還金	1,000	1,000	0	
10予備費	10,000,000	10,000,000	0	
1予備費	10,000,000	10,000,000	0	予定外の支出等に備え準備しておく費用
1-1予備費	10,000,000	10,000,000	0	
合 計	6,248,000,000	6,366,000,000	△ 118,000,000	

一般会計

(単位:円)

区 分	令和4年度 予算(案)	令和3年度 予算	増減額 (A)－(B)	備 考
3民生費	461,441,000	459,475,000	1,966,000	
1社会福祉費	461,441,000	459,475,000	1,966,000	一般会計繰入金額と同額
1社会福祉総務費	461,441,000	459,475,000	1,966,000	
7-1国民健康保険特別会計繰出金	461,441,000	459,475,000	1,966,000	
合 計	461,441,000	459,475,000	1,966,000	

国民健康保険特別会計歳入歳出内訳表

(単位：千円)

区 分	令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度当初予算に 対する増減額 (A-B) D	左の増減率 D/B (%)	令和2年度決算に 対する増減額 (A-C) E	左の増減率 E/C (%)
	当初予算額A	構成比(%)	当初予算額B	構成比(%)	決算額C	構成比(%)				
1. 国民健康保険税	1,170,811	18.8	1,050,200	16.5	1,251,754	19.1	120,611	11.5	△ 80,943	△ 6.5
2. 使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0		0.0	0	0.0	1	皆増
3. 国庫支出金	1	0.0	1	0.0	3,946	0.1	0	0.0	△ 3,945	△ 100.0
4. 県支出金	4,387,634	70.2	4,518,832	71.0	4,225,781	64.3	△ 131,198	△ 2.9	161,853	3.8
5. 財産収入	1	0.0	1	0.0	13	0.0	0	0.0	△ 12	△ 92.3
6. 繰入金	638,423	10.2	765,336	12.0	503,780	7.7	△ 126,913	△ 16.6	134,643	26.7
7. 繰越金	15,000	0.2	1	0.0	525,873	8.0	14,999	1499900.0	△ 510,873	△ 97.1
8. 諸収入	36,129	0.6	31,628	0.5	54,828	0.8	4,501	14.2	△ 18,699	△ 34.1
歳入合計	6,248,000	100.0	6,366,000	100.0	6,565,975	100.0	△ 118,000	△ 1.9	△ 317,975	△ 4.8
1. 総務費	119,040	1.9	120,891	1.9	107,750	1.7	△ 1,851	△ 1.5	11,290	10.5
2. 保険給付費	4,317,085	69.1	4,444,991	69.8	4,137,716	63.9	△ 127,906	△ 2.9	179,369	4.3
3. 国民健康保険 事業費納付金	1,707,158	27.3	1,698,311	26.7	1,719,032	26.5	8,847	0.5	△ 11,874	△ 0.7
4. 共同事業拠出金	3	0.0	3	0.0	1	0.0	0	0.0	2	200.0
5. 財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0		0.0	0	0.0	1	皆増
6. 保健事業費	87,095	1.4	86,640	1.3	66,830	1.0	455	0.5	20,265	30.3
7. 基金積立金	1,501	0.0	1	0.0	437,025	6.8	1,500	150000.0	△ 435,524	△ 99.7
8. 公債費	1	0.0	1	0.0		0.0	0	0.0	1	皆増
9. 諸支出金	6,116	0.1	5,161	0.1	7,203	0.1	955	18.5	△ 1,087	△ 15.1
10. 予備費	10,000	0.2	10,000	0.2		0.0	0	0.0	-	-
歳出合計	6,248,000	100.0	6,366,000	100.0	6,475,557	100.0	△ 118,000	△ 1.9	△ 227,557	△ 3.5

令和4年度当初予算（案）について【補足説明】

令和4年度の歳入歳出予算の総額は、62億4,800万円で、前年度比1億1,800万円、率にして1.9%の減額となりました。主な項目の補足説明は以下のとおりです。国民健康保険税は、令和3年度と比べると改善したものの、依然として歳入の不足額を財政調整基金から取り崩す、厳しい予算となっております。

主な項目

歳入について

1 国民健康保険税

令和3年度当初予算において、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の大幅な減少を見込みましたが、令和3年度のこれまでの実績ではその影響は想定よりも少なかったことから、令和4年度においては、1人当たりの現年度分の保険税調定額を前年度と比較して14.0%増の89,450円と見込みました。被保険者数は13,098人と前年度比1.4%減を見込んでいますが、収納率が95.29%と前年度比2.01ポイント向上する見込みであることから、収納額は前年度と比べ1億2,061万1千円、11.5%の増を見込み、11億7,081万1千円で計上しました。

4 県支出金

普通交付金と特別交付金の合計で、43億8,763万4千円、前年度と比較すると1億3,119万8千円、率にして2.9%の減となりました。

国保会計の県広域化により、療養の給付等に要する費用に対して県から交付される普通交付金が大きく減少していることによりますが、歳出第2款の保険給付費の減額に伴うものです。

6 繰入金

一般会計からの繰入金は、保険基盤安定繰入金等の法定の繰入金が4億66万7千円、保健事業繰入金等の法定外の繰入金が6,077万4千円、合計4億6,144万1千円で、前年度比196万6千円、率にして0.4%の増であり、ほぼ横ばいとなりました。

一方、基金繰入金は1億7,698万2千円で計上し、前年度と比較すると1億2,887万9千円、率にして42.1%の減となっております。財源不足に対応するために取り崩すものですが、令和3年度と比較して保険税の増収が見込まれることから、基金の取崩額が減少したものです。

歳出について

1 総務費

職員人件費や、保険給付、国民健康保険税の賦課・徴収などの経費として、1億1,904万円、前年度比185万1千円、1.5%の減で計上しました。

2 保険給付費

令和4年度は新型コロナウイルス感染症による受診控え等の影響が少ないものと想定し、令和3年度の実績と令和4年度診療報酬改定を考慮し、一人当たり医療費は令和3年度当初予算よりもやや少ない程度に見込みました。また被保険者数は前年度よりも182人減の13,098人と見込んだことから、保険給付費は合計で43億1,708万5千円、前年度比1億2,790万6千円、2.9%の減で計上しました。

3 国民健康保険事業費納付金

県内の保険税収納必要額を市町村ごとの医療費水準や所得水準などで按分し、県が決定したものです。医療給付分は増加しておりますが、後期高齢者支援金等分と介護保険への納付分が減少しております。

6 保健事業費

特定健康診査等実施計画やデータヘルス計画に基づき、効率的かつ効果的に事業を展開するため、保健事業に係る費用を計上しています。

袖ヶ浦市国民健康保険財政運営方針

(令和 2 年度～ 5 年度)

令和 2 年 3 月
(令和 4 年 3 月中間見直し案)

袖ヶ浦市

(目次)

1	背景	1
2	中間見直しにおける検討事項	2
3	国民健康保険の現状	2
4	対象期間における収支の見込み	5
5	方針	8
6	次期方針の策定	9
7	運営方針における改善プラン	9
	【参考】 国等の制度改正の概要	12

(別表1) 特別会計収支決算額の推移 平成28～令和元年度

(別表2) 特別会計収支決算額及び収支見込み 令和2～5年度

1 背景

国民健康保険は、日本の社会保障制度の中核である国民皆保険制度を支える重要な基盤であり、被用者保険に加入する者を除く全ての者を被保険者（以下「国保加入者」という。）とする公的医療保険制度である。

近年、医療を受ける機会が多い高齢者の増加や労働人口の減少により、医療費の増大と国民健康保険税の減収が続いており、国民健康保険の運営は厳しい状況に置かれていた。

このような状況を踏まえ、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）により、平成30年4月から、都道府県が、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業実施の確保等、国保運営について中心的な役割を担うこととなり（以下「広域化」という。）、市町村は保険税収入等を財源とし、都道府県が決定した国保事業費納付金を都道府県に納付し、保険給付費に相当する費用は、都道府県が各市町村へ支払う仕組みに変更された。

この広域化に際し、千葉県では平成29年12月に、国民健康保険制度の安定的な運営及び効率的な事業の確保を目的に「千葉県国民健康保険運営方針（以下「県方針」という。）」を策定した。かねてより課題となっていた決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入金は、保険給付と保険税負担の関係性が不明瞭となることや、国保加入者以外の住民に負担を求めていることなどから、保険税の急激な増加等を十分に勘案しつつ、計画的に解消・削減を図るべきとされた。県方針は、令和2年3月に中間見直しが行われ、広域化後の現状を適切に反映したところである。

本市においては、広域化当初は長期的な推計が困難なことから、平成30年度から令和元年度までの2年間を対象期間とする「袖ヶ浦市国民健康保険財政運営方針」を策定した。その後、令和2年3月に令和2年度から令和5年度を対象期間とする方針（以下「現行方針」という。）を策定し、県方針に鑑み、決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入金の段階的な引き下げを行うなど、国保財政の健全化に努めてきたところである。

現行方針を策定して2年が経過したことから、各種指標数値の時点修正を行い、新型コロナウイルス感染症の影響等により、厳しい収支見通しの中、持続可能で安定的な国民健康保険の運営を目指し、計画の中間見直しを行うものである。

2 中間見直しにおける検討事項

中間見直しを実施するに当たり、現行方針の対象期間である令和2年度から令和5年度までの保険給付費、国民健康保険税等の推移を見極め、単年度収支の赤字がどの時点で生じ、その後どの程度の赤字が見込まれるのか精査を行い、国保財政の健全化に向け必要な措置を講じる。

3 国民健康保険の現状

過去5年度分の推移は、以下のとおりである。

(1) 国保加入者数の推移

国保加入者は毎年3～7%の割合で減少していたが、令和2年度の減少幅は緩やかになった。しかし医療費が増加する60歳以上の割合は高い水準が続いている。

【表1】国保加入者数の推移（年度末）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国保加入者数 (人)	15,638	14,538	13,941	13,552	13,404
60歳以上	8,587	8,352	8,089	7,902	7,866
	54.91%	57.45%	58.02%	58.31%	58.68%
国保加入割合 (%)	25.06%	22.98%	21.88%	21.00%	20.60%

(2) 保険給付費の推移

高齢化の進展や医療技術の高度化等により、一人当たりにより要する保険給付費は、年々増加傾向にある。

ただし、令和2年度の一人当たりの保険給付費は、新型コロナウイルス感染症による受診控え等の影響により、前年度を下回った。

【表2】保険給付費の推移（2款全体）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額（百万円）	4,560	4,422	4,278	4,349	4,138
前年度比 (百万円)	△34	△138	△144	71	△211
前年度比（%）	△0.7	△3.0	△3.3	1.7	△4.9
一人当たり保険 給付費（千円）	292	304	307	314	305

(3) 国民健康保険税の推移

国民健康保険税は、国保加入者の減少や低所得者世帯が多いという国保が抱える構造的な理由から、税収の減少に歯止めがかからない状況にある。

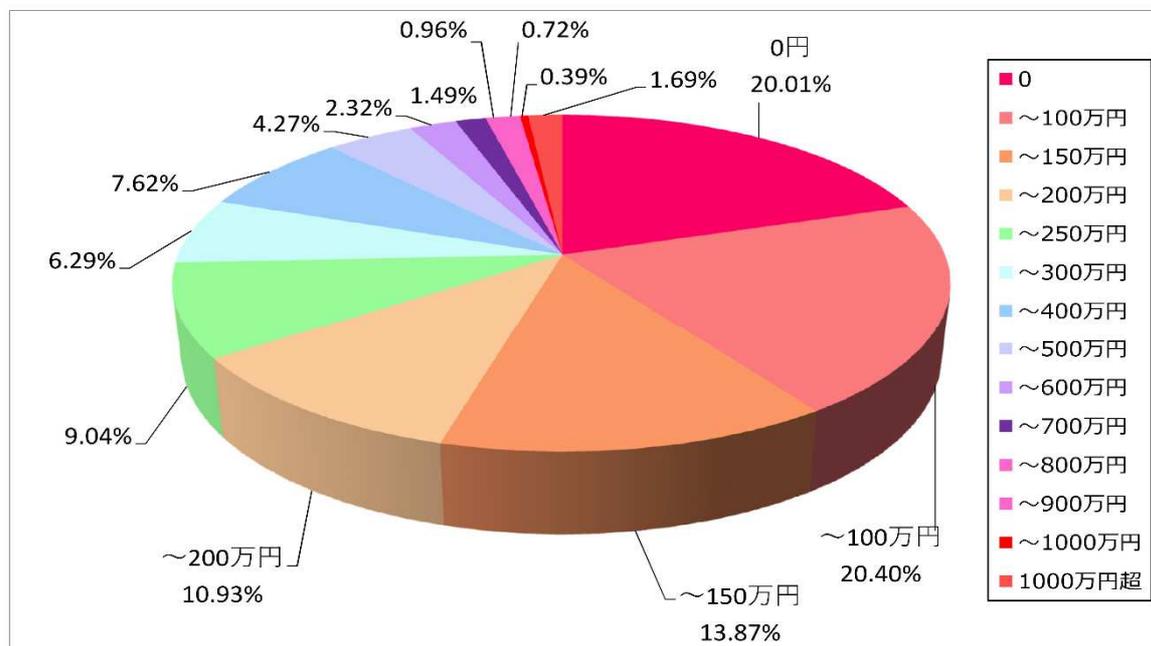
【表3】国民健康保険税の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額（百万円）	1,588	1,444	1,377	1,305	1,252
前年度比 （百万円）	△31	△144	△67	△72	△53
現年分収納率 （%）	90.74	92.68	93.81	93.91	95.30
滞繰分収納率 （%）	30.48	28.46	30.17	26.94	32.63
1人当たり保険税 収納額（円）	97,246	95,448	95,760	94,032	92,353

(4) 国保加入世帯の所得構成

世帯所得200万円以下の世帯が、全体の約3分の2を占めている。社会保険等の被用者保険に比べ、高齢者を含む低所得者が多い。

【図1】国保加入世帯の所得構成（令和2年所得：令和3年6月1日現在）



所得0 20.01% (1,724世帯) ※参考 R2.6.1時点 全世帯の20.99% (1,807世帯)
 所得200万円以下 65.21% (5,619世帯) ※参考 R2.6.1時点 全世帯の67.33% (5,797世帯)
 (全世帯数8,617世帯) (全世帯数8,610世帯)

(5) 一般会計からの繰入金の推移

一般会計からの法定内繰入金の他に、法定外繰入金として決算補填を目的とした繰入金と特定健康診査のための繰入金を受けている。

【表4】一般会計からの繰入金の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額（百万円）	837	594	597	524	503
法定内分	658	416	417	396	380
法定外分	179	178	180	128	123
決算補填分	150	150	150	100	100
特定健診分	29	28	30	28	23

(6) 歳入歳出差引金額の状況

令和2年度に基金への積立方法を見直し、前年度からの繰越金を基金に全額積み立てたことから、令和2年度の歳入歳出差引金額が大きく減少している。

【表5】歳入歳出差引の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入歳出差引金額（百万円）	216	359	465	526	90

※内訳は、別表1参照

(7) 財政調整基金の運用状況

令和2年度に基金への積立方法を見直したことから、令和2年度の年度末残高が大きく増加している。

【表6】財政調整基金の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初額（百万円）	0	42	64	100	146
積立額（百万円）	267	22	36	46	437
取崩額（百万円）	225	0	0	0	0
年度末残高（百万円）	42	64	100	146	583

(8) 国民健康保険税按分率の推移

平成24年度、平成25年度に2年連続で改定（引き上げ）を実施し、その後は限度額の改定や平成30年度に資産割の廃止を行っている。

【表7】国民健康保険税の改定状況

単位（円）

年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
医療	所得割	6.40%	6.40%	6.40%	6.40%	6.40%
	資産割	6.50%	6.50%			
	均等割	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
	平等割	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
	限度額	540,000	540,000	580,000	610,000	630,000
後期 高齢	所得割	1.70%	1.70%	1.70%	1.70%	1.70%
	資産割					
	均等割	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
	平等割					
	限度額	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
介護	所得割	1.20%	1.20%	1.20%	1.20%	1.20%
	資産割					
	均等割	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500
	平等割					
	限度額	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000

4 対象期間における収支の見込み

国民健康保険の広域化が始まって4年が経過した。今後の国民健康保険への国の公費投入の動向は不透明ではあるものの、県方針を踏まえ推計を行った。

(1) 国保加入者数の見込み

後期高齢者医療保険への移行や、社会保険加入者の適用拡大及び高齢世代の就労が進んでいることから、被保険者数の減少は続いていくものと考えられる。

【表8】国保加入者数の見込み（年度平均）

	令和2年度 （決算）	令和3年度 （決算見込）	令和4年度 （推計）	令和5年度 （推計）
国保加入者数(人)	13,554	13,346	13,098	12,833
60歳以上	7,930	7,738	7,523	7,300
	58.51%	57.98%	57.44%	56.88%

(2) 保険給付費の見込み

近年の保険給付費は、42億円後半から45億円後半の間で推移していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響で41億円前半まで減少した。しかし一人当たり保険給付費は、令和2年度を除き増加を続けており、この傾向は続いていくものと見込んでいる。

【表9】 保険給付費の見込み

	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算見込)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)
見込額(百万円)	4,138	4,390	4,317	4,331
前年比(百万円)	△211	252	△73	14
前年比(%)	△4.9	6.1	△1.7	0.3
一人当たり保険給付費 (千円)	305	329	330	337

(3) 国民健康保険事業費納付金の見込み

県全体の国保加入者の保険給付費等について、国・県等の公費で賄われない部分を、県内市町村で所得水準及び医療水準により按分する制度であり、県が決定する。

年度ごとの県全体の保険給付費等の見込額により事業費納付金も異なるが、一人当たり保険給付費の伸びに応じて、一人当たり事業費納付金も増額すると見込んでいる。

【表10】 事業費納付金の見込み

	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算見込)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)
見込額(百万円)	1,719	1,698	1,707	1,712
前年比(百万円)	55	△21	9	5
前年比(%)	3.3	△1.2	0.5	0.3
一人当たり事業費納付金 (千円)	127	127	130	133

(4) 国民健康保険税の見込み

新型コロナウイルス感染症に伴う収入減による令和3年度の保険税への影響は一部にとどまったため、令和4年度、令和5年度も同程度の影響として収納額を見込んだ。

ただし国保加入者の減少により、収納額は減少し続ける見込みである。

【表11】国民健康保険税収納額の見込み

	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算見込)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)
見込額(百万円)	1,252	1,199	1,171	1,143
前年比(百万円)	△53	△53	△28	△28
1人当たり保険税(円)	92,353	89,820	89,389	89,050

(5) 計画期間内の財政見込み

(5-1) 歳入歳出差引額の見込み

保険給付費、事業費納付金は年々増加が見込まれる中、保険税の収納額は減収の見込みであり、また決算補填目的の法定外繰入金を令和3年度に削減したことから、令和3年度以降マイナスとなる見込みである。

【表12】歳入歳出差引額の見込み

	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算見込)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)
歳入歳出差引額 (百万円)	90	△70	△180	△246

(5-2) 財政調整基金の見込み

平成30年度以降は、国民健康保険の広域化により、保険給付に必要な費用は県からの交付金で賄われるため、急な保険給付の増加のために基金を積み立てる必要はなくなった。今後は保険税の減収に対し、一定金額を備えておく必要がある。

表12にある歳入歳出差引額の赤字額については、基金を取崩して対応する。

【表13】財政調整基金の見込み

	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算見込)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)
当初額(百万円)	146	583	522	342
積立額(百万円)	437	9	0	0
取崩額(百万円)	0	70	180	246
年度末残高(百万円)	583	522	342	96

(6) 一般会計繰入金の見込み

法定内分は定められた基準に従い、歳出との連動によって増減をすると想定した。

また、決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入は、県方針において、保険給付と保険税負担の関係性が不明瞭となること、国保加入者以外の住民にも負担を求めることとなることなどから、地域の実情や国保加入者の負担を十分に勘案し、計画的に解消・削減を図るべきであるとされている。

このことから、表14のとおり削減するものとし、決算補填目的の法定外繰入金を令和5年度に解消するものとして試算を行った。

【表14】一般会計繰入金の見込み

	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算見込)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)
見込額(百万円)	503	453	461	425
法定内分	380	397	400	390
法定外分	123	56	61	35
決算補填分	100	25	25	0
特定健診分	23	31	36	35

5 方針

(1) 按分率改定年度

現行方針では、按分率改定の時期は、計画期間内の単年度収支(歳入歳出のうち、繰越金及び財政調整基金を除いた収支。下記の式を参照。)が赤字と見込まれる年度の翌年度とし原則2年周期とする。

$$\text{単年度収支} = (\text{歳入合計} - \text{繰越金} - \text{基金取崩額}) - (\text{歳出合計} - \text{基金積立額})$$

(2) 一般会計からの法定外繰入金の解消

一般会計からの決算補填等を目的とした法定外繰入金は、県方針において、解消・削減に努め、削減にあたっては国保加入者の急激な負担増とならないよう、また、財政状況を考慮しながら、計画的な解消・削減を図るとされている。

現行方針の対象期間中に、決算補填目的の法定外繰入金を段階的に削減し、令和5年度に解消するものとする。

(3) 賦課限度額の設定

従前のとおり、地方税法施行令第56条の88の2に定められた金額を上限額とする。

(4) 中間見直しで検討した結果

「4 対象期間における収支の見込み」及び別表2により精査した結果、保険税の減収や保険給付費が増加していることを受け、令和3年度に単年度収支が赤字になることが見込まれ、今後も継続する見込みであることから、持続可能で安定的な運営のため、上記(1)～(3)の方針は変更しないものとする。

なお、令和3年度末の財政調整基金残高の見込額は5億円強あることから、改定幅は国保加入者の急激な負担増とならないよう配慮する。

一度の改定では、赤字幅は縮小するものの、依然として単年度収支は赤字が見込まれる。現行方針の計画期間外になるが、引き続き医療費の適正化等、国保財政の健全化に努めつつ、令和6年度以降も段階的に改定していく必要がある。

6 次期方針の策定

本方針の対象期間以降も、国保財政の健全化を維持するため、取組実施状況や保険税、保険給付費等、各項目の実績額等を把握し、また特定健康診査等事業への支援として受けている法定外繰入金について、収支の状況を踏まえ段階的な削減の検討を行う必要がある。

これらの内容を袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会及び関係課等と情報共有を図るとともに、令和5年度までに令和6年度以降の「袖ヶ浦市国民健康保険財政運営方針」を策定する。

7 運営方針における改善プラン

この運営方針に基づいた按分率改定により財政運営をしていくこととなるが、平成30年4月から広域化し、引き続き、安定した国保財政の運営を図るために、保険者努力支援制度を意識しつつ、従来からの取組を更に向上させ、歳入の確保と歳出の抑制の両面から、健全化に向けて努力するものとする。

(1) 歳入確保に向けた主な取組

○収納率の向上

地域の実情を考慮しつつ、県方針に掲げる目標収納率の達成及び更なる収納率の向上に向けて、以下の取組を行う。

- ・納期の周知による納期内納付の促進（市税等納期一覧表の各世帯への配布、広報紙やホームページによる周知）
- ・納付方法の整備（コンビニ納付や口座振替の推進などにより納め忘れの少ない環境を整える）（県方針に準じたもの）
- ・納付勧奨の実施（コールセンターの設置等）（県方針に準じたもの）
- ・個々の状況に応じたきめ細やかな納付相談の実施（滞納者への早期接触、短期被保険者証や資格証明書の活用等）（県方針）
- ・収納部門との連携による臨戸訪問や滞納処分等を実施
- ・個々の実情を十分に勘案した適切な減免制度の運用（県方針）
- ・長期未展開事案への対応（県方針）

- ・法定軽減措置を適切に実施するための所得未申告者への申告勧奨（県方針）
- ・生活困窮者担当部局など庁内関係部局等との連携（県方針）
- ・外国人に対する制度周知・収納対策（県方針）

○保険者努力支援制度の活用

保険者努力支援制度は、国保加入者の健康づくり、医療費の適正化、国保財政の健全化等に向けた努力を行う保険者を客観的な指標で評価し、支援金を交付することで、保険者の取組を支援する国の制度である。

糖尿病等の重症化予防、後発医薬品の使用促進、特定健診受診率向上、個人へのインセンティブ提供などの医療費適正化に資する取組が評価項目とされていることから、確実に実施していくことで、交付金の確保を図る。

(2) 歳出抑制に向けた主な取組

○保険給付の適正な実施

保険給付は、保険制度における基本的事業であり、法令に基づく統一的なルールの下に確実に行われ、必要な者に必要な保険給付が着実になされることが重要である。

- ・診療報酬等の適正な支払いを確保するため、レセプト（療養費支給申請書を含む）点検の充実・強化を行う。（県方針）
- ・交通事故等の第三者の不法行為の結果生じた給付に対する求償権を適切に行使するため、第三者求償事務に係る数値目標を設定し、取組の強化を行うとともに、定期的な取組内容の評価・改善を行う。（県方針）

○医療費の適正化の取組

国民健康保険の医療費は、今後も、医療の高度化や国保加入者の高齢化の進展等により増加していくことが見込まれており、将来にわたって安定的な財政運営を続けていくためには、歳出の中心である医療費の適正化に取り組むことが重要である。

- ・生活習慣病予防を目的として、個別及び集団健診での特定健康診査の実施と重症化予防のための特定保健指導の受診率向上のため「第3期袖ヶ浦市国民健康保険特定健康診査等実施計画」及び「第2期袖ヶ浦市保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、取組を実施する。（県方針に準じたもの）
- ・効果的な保健事業の推進を図るため、特定健診結果やレセプト情報、国保データベース（KDB）システム等の健康・医療情報を活用し、保健事業の実施及び評価を行う。（県方針）
- ・生活習慣病を原因とした慢性腎臓病による人工透析導入者を減らすため、かかりつけ医・専門医・行政が連携することで、新規人工透析導入者の減少を目指す。（君津地域四市による共同事業）

- ・地域の医療関係者等との連携の下、重複頻回受診者・重複服薬者の健康管理や医療に対する意識を深めるため、保健師や看護師等による訪問指導、残薬確認や、特定健康診査及び特定保健指導の機会を活用した指導・助言を行う。
（県方針）
- ・特定健診等の受診者に対し、ICT等の活用による、わかりやすい健診結果等の情報提供を行う。（県方針）
- ・特定健診・特定保健指導に加えて、関係部門と連携して他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等に取り組む。（県方針）
- ・国保加入者に対し、国保制度に対する理解や自らの健康への認識を深めてもらうため、医療費通知を実施する。（県方針）
- ・後発医薬品の使用促進を図るため、後発医薬品差額通知を実施する。以下の取組などを行う。（県方針）
 - ① 後発医薬品使用希望シール等の配布
 - ② 後発医薬品差額通知の効果的な実施
- ・短期人間ドック受診者への助成
疾病の早期発見のための受診に補助することで重篤化を防止する。

【参考】 国等の制度改正の概要

(1) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要

持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平性、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずるもの

○国民健康保険の安定化

- ・国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化する。
- ・平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化する。

○医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進

- ・都道府県が地域医療構想と統合的な目標を計画の中に設定する。
- ・保険者が行う保健事業に、予防・健康づくりに関する国保加入者の自助努力への支援を追加する。

(2) 千葉県国民健康保険運営方針の概要

○ 位置付け：県が策定する国民健康保険に関する統一的な方針、市町村は本方針を踏まえた事務の実施に努める（努力義務）

○ 根拠規定：国民健康保険法第82条の2第1項

○ 対象期間：平成30年度～令和5年度の6年間
（中間年である令和2年度に見直しを行った。）

○千葉県の現状と国保運営に当たっての基本的な考え方

（現状）・国保加入者数の減少

- ・実質収支の恒常的な赤字
- ・一人当たり医療費の全国平均を上回る伸び

（基本理念）持続可能な国民健康保険制度の運営を目指して

○個別の取組・方針

（1）国保の医療費及び財政の見通し

- ・国保医療費等の推計
- ・実質的な単年度収支の均衡が原則

地域の実情を十分に勘案し、

「決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰入」⇒ 計画的な解消・削減に努める

「繰上充用金」⇒ 一定期間内に解消

- ・財政安定化基金を活用し、財政リスクに対応

（2）保険税の標準的な算定方法

⇒ 国のガイドラインの原則に沿った算定方法

ア. 標準保険料率の算定方法

- ・所得と国保加入者数で算定（2方式を採用）
- ・医療費・所得水準を市町村ごとに反映

（将来的な保険税水準の統一に向け、県と市町村は議論を深める。）

- ・標準的な収納率は市町村ごとの実績に基づき設定
- イ. 県繰入金と特例基金等を活用し、保険税負担の激変緩和を実施
- (3) 保険税の徴収の適正な実施
 - 目標収納率を設定、効果的な収納対策を実施
- (4) 保険給付の適正な実施
- (5) 医療費の適正化の取組
- (6) その他
 - ・市町村事務の効率化の推進
 - ・保険者努力支援制度の活用
 - ・保健医療、福祉サービス等に関する施策との連携

(別表1)国民健康保険特別会計収支決算額の推移(平成28年度～令和元年度)

(単位:百万円)

区分	年度	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
		決算額	構成比%	対前年比%	決算額	構成比%	対前年比%	決算額	構成比%	対前年比%	決算額	構成比%	対前年比%
歳入	1 国民健康保険税	1,588	19.4	△ 1.9	1,444	18.6	△ 9.1	1,377	20.4	△ 4.6	1,305	19.2	△ 5.2
	2 使用料及び手数料	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	3 国庫支出金	1,525	18.7	0.3	1,506	19.4	△ 1.3	0	0.0	皆減	1	0.0	皆増
	4 療養給付費交付金	91	1.1	△ 53.3	36	0.5	△ 60.4	4	0.1	△ 88.9	0	0.0	皆減
	5 県支出金	347	4.3	△ 4.1	360	4.6	3.8	4,371	64.6	1114.2	4,423	65.3	1.2
	6 財産収入	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	7 繰入金	837	10.3	△ 10.7	594	7.6	△ 29.0	597	8.8	0.5	524	7.7	△ 12.2
	8 繰越金	292	3.6	△ 15.4	216	2.8	△ 26.0	359	5.3	66.2	465	6.9	29.5
	9 諸収入	39	0.5	30.0	54	0.7	38.5	55	0.8	1.9	63	0.9	14.6
	10 前期高齢者交付金	1,774	21.7	0.3	1,979	25.4	11.6	0	0.0	皆減	0	0.0	-
	11 共同事業交付金	1,667	20.4	0.4	1,588	20.4	△ 4.7	0	0.0	皆減	0	0.0	-
歳入合計	8,160	100.0	△ 3.3	7,777	100.0	△ 4.7	6,763	100.0	△ 13.0	6,781	100.0	0.3	
歳出	1 総務費	138	1.7	△ 0.7	158	2.1	14.5	132	2.1	△ 16.5	116	1.9	△ 12.1
	2 保険給付費	4,560	57.4	△ 0.7	4,422	59.6	△ 3.0	4,278	67.9	△ 3.3	4,349	69.5	1.7
	3 国民健康保険事業費納付金	0	0.0	-	0	0.0	-	1,707	27.1	皆増	1,664	26.6	△ 2.5
	4 共同事業拠出金	1,618	20.4	△ 2.5	1,537	20.7	△ 5.0	0	0.0	皆減	0	0.0	-
	5 財政安定化基金拠出金	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	6 保健事業費	72	0.9	△ 4.0	75	1.0	4.2	77	1.2	2.7	75	1.2	△ 2.6
	7 基金積立金	267	3.4	△ 15.8	22	0.3	△ 91.8	36	0.6	63.6	46	0.7	27.8
	8 公債費	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	9 諸支出金	53	0.7	29.3	12	0.2	△ 77.4	68	1.1	466.7	5	0.1	△ 92.7
	10 予備費	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	11 後期高齢者支援金等	907	11.4	△ 5.5	871	11.8	△ 4.0	0	0.0	皆減	0	0.0	-
	12 前期高齢者納付金等	1	0.0	0.0	3	0.0	200.0	0	0.0	皆減	0	0.0	-
	13 老人保健拠出金	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	14 介護納付金	328	4.1	△ 8.4	318	4.3	△ 3.1	0	0.0	皆減	0	0.0	-
歳出合計	7,944	100.0	△ 2.5	7,418	100.0	△ 6.6	6,298	100.0	△ 15.1	6,255	100.0	△ 0.7	
歳入歳出差引		216		359			465			526			

財政調整基金

前年度繰越額	0	42	64	100
当年度積立額	267	22	36	46
当年度取崩	225	0	0	0
翌年度繰越額	42	64	100	146
歳入歳出差引+財政調整基金	258	423	565	672

単年度収支

収入(歳入合計-繰越金-基金取崩額)	7,868	7,561	6,404	6,316
支出(歳出合計-基金積立額)	7,677	7,396	6,262	6,209
収支	191	165	142	107

(別表2)国民健康保険特別会計収支決算額及び収支見込み(令和2年度～令和5年度)

(単位:百万円)

年度		令和2年度(決算)			令和3年度(決算見込)			令和4年度(推計)			令和5年度(推計)		
		区分	決算額	構成比%	対前年比%	見込額	構成比%	対前年比%	見込額	構成比%	対前年比%	見込額	構成比%
歳入	1 国民健康保険税	1,252	19.1	△ 4.1	1,199	19.2	△ 4.2	1,171	19.3	△ 2.3	1,143	19.0	△ 2.4
	2 使用料及び手数料	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	3 国庫支出金	4	0.1	300.0	1	0.0	△ 75.0	0	0.0	△ 100.0	0	0.0	-
	4 療養給付費交付金	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	5 県支出金	4,226	64.4	△ 4.5	4,446	71.3	5.2	4,388	72.5	△ 1.3	4,403	73.3	0.3
	6 財産収入	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	7 繰入金	503	7.6	△ 4.0	453	7.3	△ 9.9	461	7.6	1.8	425	7.1	△ 7.8
	8 繰越金	526	8.0	13.1	90	1.5	△ 82.9	0	0.0	△ 100.0	0	0.0	-
	9 諸収入	55	0.8	△ 12.7	44	0.7	△ 20.0	36	0.6	△ 18.2	36	0.6	0.0
	歳入合計	6,566	100.0	△ 3.2	6,233	100.0	△ 5.1	6,056	100.0	△ 2.8	6,007	100.0	△ 0.8
歳出	1 総務費	108	1.7	△ 6.9	116	1.8	7.4	119	1.9	2.6	119	1.9	0.0
	2 保険給付費	4,138	63.9	△ 4.9	4,390	69.6	6.1	4,317	69.2	△ 1.7	4,331	69.2	0.3
	3 国民健康保険事業費納付金	1,719	26.5	3.3	1,698	26.9	△ 1.2	1,707	27.4	0.5	1,712	27.4	0.3
	4 共同事業拠出金	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	5 財政安定化基金拠出金	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	6 保健事業費	67	1.1	△ 10.7	80	1.3	19.4	87	1.4	8.7	85	1.4	△ 2.3
	7 基金積立金	437	6.7	850.0	9	0.2	△ 97.9	0	0.0	△ 100.0	0	0.0	-
	8 公債費	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
	9 諸支出金	7	0.1	40.0	10	0.2	42.9	6	0.1	△ 40.0	6	0.1	0.0
	10 予備費	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
歳出合計	6,476	100.0	3.5	6,303	100.0	△ 2.7	6,236	100.0	△ 1.1	6,253	100.0	0.3	
歳入歳出差引		90			△ 70			△ 180			△ 246		

財政調整基金

前年度繰越額	146	583	522	342
当年度積立額	437	9	0	0
当年度取崩額	0	70	180	246
翌年度繰越額	583	522	342	96

歳入歳出差引+財政調整基金	673	522 ※	342 ※	96 ※
---------------	-----	-------	-------	------

※令和3年度以降は歳入歳出差額のマイナスを基金を取り崩して充てているため、財政調整基金の翌年度繰越額のみを記載。

単年度収支

収入(歳入合計-繰越金-基金取崩額)	6,040	6,143	6,056	6,007
支出(歳出合計-基金積立額)	6,039	6,294	6,236	6,253
収支	1	△ 151	△ 180	△ 246

袖ヶ浦市国民健康保険財政運営方針の中間見直し（案）について【補足説明】

令和2年3月に策定した本方針は、4年間の計画期間のうち、中間年である令和3年度に見直しを行うとしておりました。今回の中間見直しでは、令和5年度までの収支見込の時点修正を行い、按分率改定の基準としている単年度収支の動向を推計しました。また、各表についても時点修正を行いました。

主な見直し項目

1 背景 (P.1)

現行方針では、広域化となる前の背景を主に記載していましたが、その部分を簡略化し、5段落目に決算補填目的の繰入金と広域化後の本市の方針について記載し、最後の段落で、今回の中間見直しの目的を追加しました。

2 中間見直しにおける検討事項 (P.2)

保険税や医療費など、現行方針策定当初の見込みとかなり相違のある項目もあります。今後の保険税や事業費納付金などの見込みを精査し、按分率改定の基準とした単年度収支について、今後の見込みを勘案し、国保財政の健全化に向け必要な措置を講じるものとなりました。

3 国民健康保険の現状 (P.2~5)

平成28年度から令和2年度までの実績を記載し、傾向を分析しました。

(1) 国保加入者数の推移

減少傾向にあります。加入者のうち医療費が増加する60歳以上の割合は高い水準が続いています。

(2) 保険給付費の推移

加入者が減少しているため、総額は減少傾向にあります。しかし、1人あたりの保険給付費は、新型コロナウイルス感染症による受診控え等の影響があった令和2年度を除き、増加しています。

(3) 国民健康保険税の推移

加入者の減少に加え、1人当たり保険税収納額の減少もあり、税収の減少に歯止めがかからない状況にあります。

(8) 国民健康保険税按分率の推移

平成24年度、25年度に2年連続の引き上げを実施して以降、限度額の改定や、資産割の廃止は行いましたが、本体部分の改定は行っておりません。

4 対象期間における収支の見込み (P. 5~8)

各表とも、令和2年度は決算値、令和3年度は補正予算をベースとした決算見込み、令和4年度は当初予算をベースとした推計値、令和5年度は推計値となります。

(1) 国保加入者数の見込み

後期高齢者医療への移行や、社会保険の適用拡大、高齢世代の就労により、減少していくものと見込みました。

(2) 保険給付費の見込み

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、減少していますが、令和3年度、4年度の影響は、令和2年度ほど大きくないと見込んでいます。

(3) 国民健康保険事業費納付金の見込み

令和4年度までは県から示された金額になります。令和5年度については、1人当たりの保険給付費の伸びに応じて、1人当たりの事業費納付金も前年度より約2.4%増で見込み、加入者見込数を乗じた金額で推計しています。

(4) 国民健康保険税の見込み

現行方針の策定当初と比べ減少の見込みです。

方針の策定当初は1人あたりの収納額を、約9万5千円と見込んでいましたが、中間見直しでは令和3年度を、約9万円と見込み、令和4年度、5年度は微減すると見込んでいます。令和3年度以降の現年度分の保険税は、ほぼ横ばいを見込んでいますが、徴収率を95%台と、これまでよりも高く見込んでいることから、滞納繰越分が減少することで令和4年度、5年度は微減となります。

(6) 一般会計繰入金の見込み

決算補填目的の一般会計繰入金を段階的に削減し、令和3年度、4年度は2,500万円、令和5年度には0円とする予定です。

5 方針 (P. 8~9)

(1) から (3) は、現行方針と同様であり、考え方は変えておりません。按分率の改定は、単年度収支が赤字と見込まれる年度の翌年度に行うものとしています。

なお、(1) の枠の中の計算式については一部修正を行いました。以前の式では、歳入部分に、基金取崩額が含まれたままのようになっていましたが、単年度収支は、その年度に生じた歳入と歳出を比べるもので、基金取崩額は含まれないため、式を改めました。

(4) 中間見直しで検討した結果

今後の収支見込みについては、別表2（最終ページ）のとおりで、一番下に記載した単年度収支は、令和2年度が100万円の黒字、令和3年度は約1億5,100万円の赤字になり、その後、令和4年度、5年度も継続して赤字になることが見込まれます。

財政調整基金は、赤字が生じたため取り崩すことになり、按分率の改定を行わない場合、令和5年度末には財政調整基金が9,600万円まで減少する見通しです。

按分率を改定しなくても、令和5年度までは運営できるとの解釈もできますが、令和6年度以降は、さらに苦しい運営になることが予想されます。県に納める事業費納付金

と、保険税額の差は今以上となり、補填する基金もなくなると、保険税は相当な改定率となります。

そのような状況になる前に、本方針では、単年度収支が赤字と見込まれる年度の翌年度に改定するとしており、方針に基づき、令和4年度に改定を行う見通しです。その際、基金を活用し、改定幅は加入者の急激な負担増とならないよう配慮しながら、検討をす

6 次期方針の策定 (P.9)

財政健全化への取り組みを行いつつ、法定外繰入金については、本方針ではそのままとなっている特定健康診査分の繰入金も、収支の状況を踏まえて、段階的な削減の検討を行う必要があります。

この令和6年度以降の方針については、令和5年度に策定する予定であり、県の新しい方針もこの時期に策定される見通しです。

7 運営方針における改善プラン (P.9~11)

県の運営方針の中間見直しを反映して、一部修正した以外、大きな変更はありません。

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (未就学児の均等割額を5割軽減とする見直し)

1 概要

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」の公布に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割額の軽減措置が講じられることを踏まえ、袖ヶ浦市国民健康保険税条例について必要な改正を行う。

2 主な内容

未就学児の均等割軽減は、少子化対策として「子育て世帯の経済的負担軽減」の観点から、多子世帯や低所得世帯による制限なく、令和4年度分の保険税から未就学児分の均等割を5割軽減する。このため、従来の低所得者の応益分軽減が適用されている場合は、軽減後の均等割を5割軽減する。

■均等割額 28,500円(医療保険分 18,000円、後期高齢者支援金分 10,500円)

	軽減前均等割額	軽減額	軽減後均等割額
7割軽減	8,550円	4,275円	4,275円
5割軽減	14,250円	7,125円	7,125円
2割軽減	22,800円	11,400円	11,400円
軽減なし	28,500円	14,250円	14,250円

(詳細な内訳)

【医療保険分】

軽減区分	①均等割額 (円)	②軽減 割合	③軽減額 (①×②)(円)	④軽減後額 (①-③)(円)	⑤未就学児 分軽減割合	⑥未就学児分 軽減額 (④×⑤)(円)
7割軽減世帯	18,000	0.7	12,600	5,400	0.5	2,700
5割軽減世帯	18,000	0.5	9,000	9,000	0.5	4,500
2割軽減世帯	18,000	0.2	3,600	14,400	0.5	7,200
軽減なし世帯	18,000	0.0	0	18,000	0.5	9,000

【後期高齢者支援金分】

軽減区分	①均等割額 (円)	②軽減 割合	③軽減額 (①×②)(円)	④軽減後額 (①-③)(円)	⑤未就学児 分軽減割合	⑥未就学児分 軽減額 (④×⑤)(円)
7割軽減世帯	10,500	0.7	7,350	3,150	0.5	1,575
5割軽減世帯	10,500	0.5	5,250	5,250	0.5	2,625
2割軽減世帯	10,500	0.2	2,100	8,400	0.5	4,200
軽減なし世帯	10,500	0.0	0	10,500	0.5	5,250

■未就学児軽減額(R4.01.21 現在) $2,056,050円 \times 1/4 \doteq 514,000円$
(市負担分)

【医療保険分】

軽減区分	①未就学児数 (人)	②未就学児保険税 軽減額(円)	③保険税軽減額の総額 (①×②)(円)
2割軽減世帯	34	7,200	244,800
5割軽減世帯	44	4,500	198,000
7割軽減世帯	58	2,700	156,600
軽減なし世帯	123	9,000	1,107,000
合計	259		1,706,400

【後期高齢者支援金分】

軽減区分	①未就学児数 (人)	②未就学児保険税 軽減額(円)	③保険税軽減額の総額 (①×②)
2割軽減世帯	34	4,200	142,800
5割軽減世帯	44	2,625	115,500
7割軽減世帯	58	1,575	91,350
軽減なし世帯	123	5,250	645,750
合計	259		349,650

3 財源措置

国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
地方負担分に対しては交付税措置

4 近隣市の予定

君津地域 3市とも 3月議会で改正予定

5 今後の予定

令和4年第2回(2月招集)議会定例会に袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部改正について上程
(令和4年4月1日施行、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税から適用)

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について【補足説明】 (未就学児の均等割額を5割軽減とする見直し)

現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、すべての世代で広く安心を支えていくことを趣旨とする「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、その中において「子ども・子育て支援の拡充」として、子どもに係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置が導入されたことに伴い、国民健康保険税について、子ども（未就学児）に係る被保険者均等割額を5割減額し、その減額相当額を公費で支援するとされたところでは、

このことにより、地方税法施行令等が一部改正され、本市国民健康保険税条例について必要な改正を行うものです。

国民健康保険制度の保険料（税）は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割（本市では資産割の賦課はありません。））に応じて設定されており、その上で、低所得者世帯に対しては、応益保険料（税）の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられています。

今回の未就学児の均等割軽減については、「子育て世帯の経済的負担軽減の観点」から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割保険料（税）を軽減するものであり、多子世帯や低所得世帯による制限なく、令和4年度分の保険税から未就学児分の均等割を5割軽減するものです。このため、従来の低所得者の応益分軽減が適用されている場合は、軽減後の均等割を5割軽減します。

具体的な数値ですが、資料1ページの■均等割額の表に記載のとおり、本市均等割額は、28,500円（医療保険分18,000円、後期高齢者支援金分10,500円）です。

軽減措置がない世帯は、表の下段に記載のとおり、半額の14,250円が軽

減されます。低所得者世帯に対しては、7・5・2割軽減の措置が講じられていますので、7割軽減では4,275円、5割軽減で7,125円、2割軽減で11,400円が軽減額となります。

参考例として、資料2ページの■未就学児軽減額は、令和4年1月21日現在で259名、(国保加入者に占める割合 約2% 259人/13,054人(1/末現在)) 2,056,050円となっています。

なお、財源措置が国 1/2 都道府県 1/4 市 1/4 となり、本市負担分は51万4千円程度を見込んでいます。

今後は、令和4年第2回(2月招集)議会定例会に袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部改正について上程し、議決を経て、令和4年4月1日から施行する予定です。

「審議結果報告書」のご提出につきましては、同封の返信用封筒により令和4年3月9日(水)までに投函願います。

令和3年度第2回袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会(書面会議)

審議結果報告書

令和4年 月 日

委員氏名 _____

議題1 令和4年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計予算(案)について

意見あり

意見なし

※いずれかを○で囲ってください。

【ご意見をこちらにご記入ください】

議題2 袖ヶ浦市国民健康保険財政運営方針の中間見直し(案)について

意見あり

意見なし

※いずれかを○で囲ってください。

【ご意見をこちらにご記入ください】

《裏面あり》

議題3 袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(未就学児の均等割額を5割軽減とする見直し)

意見あり

意見なし

※いずれかを○で囲ってください。

【ご意見をこちらにご記入ください】